

お知らせ平成22年11月11日
太田川河川事務所**第2回 小瀬川河川整備懇談会の開催について
～小瀬川(国管理区間)の現地視察を実施します～**

国土交通省中国地方整備局では、広島県と山口県の県境を流れる小瀬川（国管理区間）を対象として、概ね20～30年間に行う具体的な河川整備や管理の計画を河川法に基づき作成しています。

今回、学識経験者から構成される小瀬川河川整備懇談会委員による小瀬川（国管理区間）の現地視察を下記のとおり実施します。

また、現地視察終了後、小瀬川の河川整備に関する住民アンケート結果の中間報告も併せて行います。

1. 実施日 平成22年11月16日（火）
2. 時間 ①現地視察・・・13:30～16:00
②アンケート結果報告・・・16:00～16:30
3. 場所 ①現地視察 小瀬川（国管理区間）全域 河口～弥栄ダム上流(ルートは添付図)
②アンケート結果報告 大竹会館 2階 大集会室
4. 当日の取材対応 ①現地視察 参照：別紙現地視察ルート図
4箇所の停車ポイントでの写真撮影が可能です。
②アンケート結果報告
アンケート結果の中間報告後、大竹会館での取材対応が可能です。

※現地視察の場所によっては駐車スペースがない箇所もあります。この場合、周辺住民の方々などのご迷惑とならないようご配慮願います。

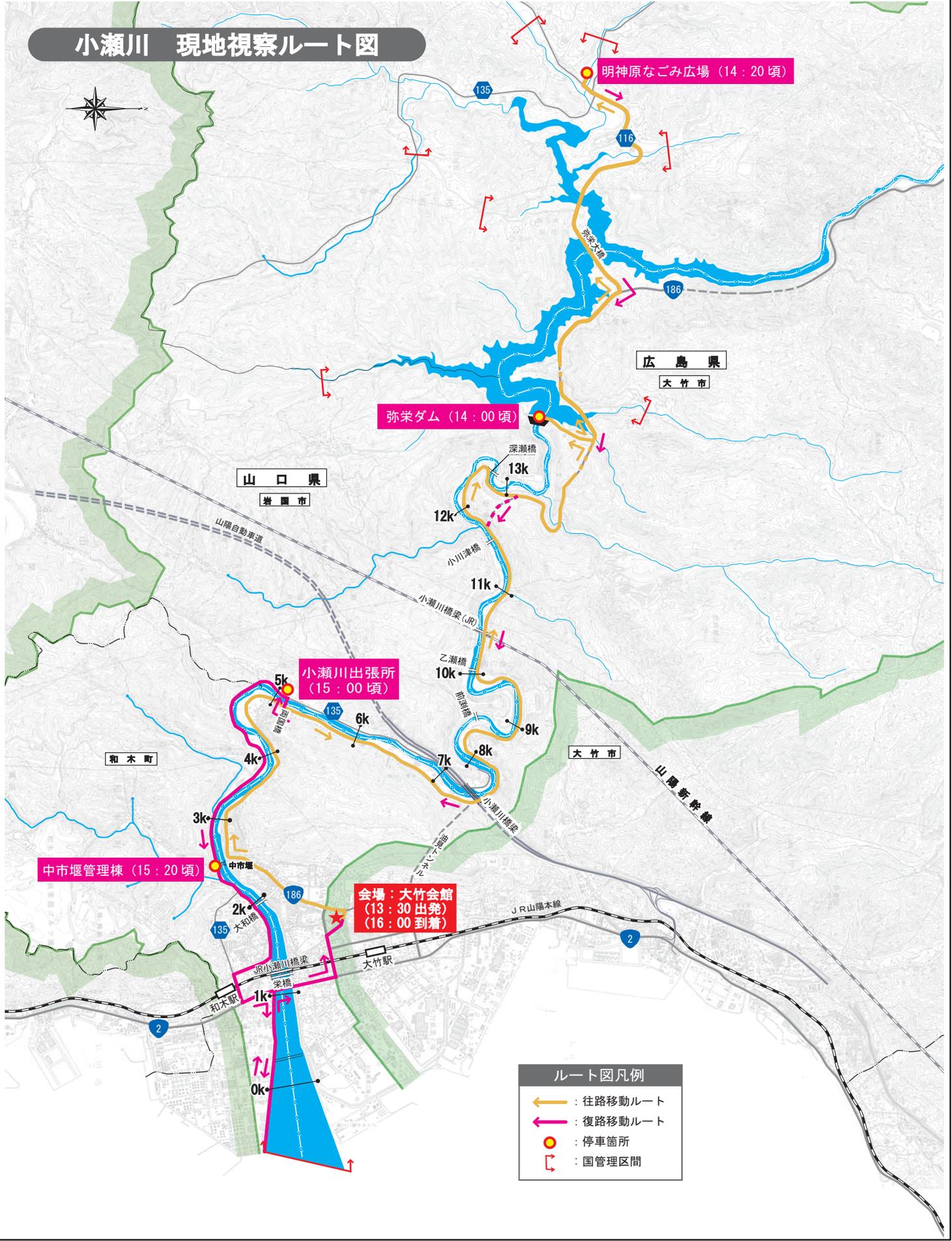
同時資料配付先

広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ
日刊記者クラブ
岩国市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所
副所長 河野好孝 (このよしたか)
計画課長 友沢晋一 (ともざわしんいち)
住所 広島市中区八丁堀3番20号
電話 082-222-9246 (計画課)
太田川河川事務所ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/>

小瀬川 現地視察ルート図



山口県
岩国市

広島県
大竹市

和木町

大竹市

中市堰管理棟 (15:20頃)

小瀬川出張所 (15:00頃)

会場：大竹会館
(13:30 出発)
(16:00 到着)

明神原なごみ広場 (14:20頃)

弥栄ダム (14:00頃)

- ルート図凡例
- (Yellow arrow) : 往路移動ルート
 - ← (Pink arrow) : 復路移動ルート
 - (Yellow circle) : 停車箇所
 - ↔ (Red double arrow) : 国管理区間

1. 現地視察行程表

視察状況や交通状況により予定時間が前後する場合があります。

13 : 30	大竹会館発
↓	
14 : 00	弥栄ダム着
↓	
14 : 10	弥栄ダム発
↓	
14 : 20	明神原なごみ広場着
↓	
14 : 30	明神原なごみ広場発
↓	
15 : 00	小瀬川出張所着（両国橋）
↓	
15 : 10	小瀬川出張所発（両国橋）
↓	
15 : 20	中市堰管理棟着
↓	
15 : 30	中市堰管理棟発
↓	
16 : 00	大竹会館着

2. アンケート結果中間報告（大竹会館 2階 大集会室）

16 : 00～16 : 30

小瀬川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「小瀬川河川整備懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「小瀬川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「小瀬川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の召集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会の原則公開とし、公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所計画課に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成22年 8月31日から施行する。

小瀬川河川整備懇談会 委員

	分野	所属等	氏名
1	経済	中国経済連合会 専務理事	鎌倉 秀章 (かまくら ひであき)
2	河川 (水資源)	広島大学 大学院工学研究科 教授	河原 能久 (かわはら よしひさ)
3	環境 (植物)	広島大学 名誉教授	関 太郎 (せき たろう)
4	河川 (地域防災)	山口大学 大学院理工学研究科 准教授	瀧本 浩一 (たきもと こういち)
5	関係水利 (農水)	岡山大学 大学院環境学研究科 教授	永井 明博 (ながい あきひろ)
6	文化財	大竹市文化財審議委員	畠中 昶隴 (はたけなか しゅんろう)
7	環境 (学習)	環境省登録環境カウンセラー	藤野 完二 (ふじの かんじ)
8	環境 (水生生物・関係漁業)	元広島県水産試験場長	村上 恭祥 (むらかみ やすよし)
9	環境 (水質)	NPO法人 国際環境支援ステーション 副理事長	森江 堯子 (もりえ たかこ)

(敬称略 五十音順)